



鳥取県公報

平成16年 5月 7日(金)
号外第72号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則 災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (52) (福祉保健課) 2

規 則

==== 公布された規則のあらまし =====

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

1 救助のため支出することができる費用の限度額を次のとおりとした。(別表第1関係)

救 助 の 種 類				支出することができる費用の限度額		
				改正後	現 行	
応急仮設住宅の設置 (1戸当たり)				2,433,000円	2,468,000円	
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯に対して行う場合	夏 季 (4月1日から9月30日まで)	3人世帯	32,700円	32,800円	
			4人世帯	39,100円	39,200円	
			5人世帯	49,600円	49,800円	
		冬 季 (10月1日から翌年3月31日まで)	1人世帯	28,500円	28,600円	
			2人世帯	36,800円	36,900円	
			3人世帯	51,400円	51,600円	
	住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯に対して行う場合	冬 季 (10月1日から翌年3月31日まで)	4人世帯	60,300円	60,500円	
			5人世帯	75,600円	75,800円	
				6人以上1人を増すごとに加算する額	10,300円	10,400円
				3人世帯	16,900円	17,000円
			4人世帯	20,000円	20,100円	
災害にかかった住宅の応急修理 (1世帯当たり)				519,000円	525,000円	
埋葬	大人 (1体当たり)			193,000円	189,000円	
	小人 (1体当たり)			154,400円	151,200円	
死体の処置 (1体当たり)				3,300円	3,200円	

障害物の除去（1世帯当たり）

137,000円

138,500円

2 救助に従事する者に対する実費弁償の額を次のとおり引き下げることとした。（別表第2関係）

区 分	金 額		
	改 正 後	現 行	
日 当	医師及び歯科医師	17,400円	17,600円
	薬剤師	11,900円	12,100円
	保健師、助産師及び看護師	11,400円	11,600円
	土木技術者及び建築技術者	17,200円	17,400円
	大工、左官及びとび職	20,700円	20,900円
時間外勤務手 当単価	医師及び歯科医師	2,265円	2,291円
	薬剤師	1,549円	1,575円
	保健師、助産師及び看護師	1,484円	1,510円
	土木技術者及び建築技術者	2,239円	2,265円
	土木、左官及びとび職	2,694円	2,720円

3 この規則は、公布の日から施行することとした。

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 5月 7日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第52号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和35年鳥取県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
別表第1（第5条関係） 救助の程度、方法及び期間 1 収容施設の供与 （1）略 （2）応急仮設住宅 ア及びイ 略 ウ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出することができる費用は、1戸当たり2,433,000円以内とする。 エ～キ 略	別表第1（第5条関係） 救助の程度、方法及び期間 1 収容施設の供与 （1）略 （2）応急仮設住宅 ア及びイ 略 ウ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出することができる費用は、1戸当たり2,468,000円以内とする。 エ～キ 略

2 略

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
(1)及び(2) 略

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季 別	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 を増す ごとに 加算する 額
夏 季 (4月1日 から 9月30日 まで)	円 17,300	円 22,200	円 32,700	円 39,100	円 49,600	円 7,200
冬 季 (10月1日 から 翌年3月 31日まで)	円 28,500	円 36,800	円 51,400	円 60,300	円 75,600	円 10,300

備考 略

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季 別	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 を増す ごとに 加算する 額
略						
冬 季 (10月1日 から 翌年3月 31日まで)	円 9,000	円 11,900	円 16,900	円 20,000	円 25,300	円 3,300

備考 略

(4) 略

4 及び 5 略

6 災害にかかった住宅の応急修理

(1) 略

(2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり519,000円以内とする。

(3) 略

2 略

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
(1)及び(2) 略

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季 別	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 を増す ごとに 加算する 額
夏 季 (4月1日 から 9月30日 まで)	円 17,300	円 22,200	円 32,800	円 39,200	円 49,800	円 7,200
冬 季 (10月1日 から 翌年3月 31日まで)	円 28,600	円 36,900	円 51,600	円 60,500	円 75,800	円 10,400

備考 略

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季 別	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 を増す ごとに 加算する 額
略						
冬 季 (10月1日 から 翌年3月 31日まで)	円 9,000	円 11,900	円 17,000	円 20,100	円 25,300	円 3,300

備考 略

(4) 略

4 及び 5 略

6 災害にかかった住宅の応急修理

(1) 略

(2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり525,000円以内とする。

(3) 略

7及び8 略

9 埋葬

(1)及び(2) 略

(3) 埋葬のため支出することができる費用は、
1体当たり大人193,000円以内、小人154,400円
以内とする。

(4) 略

10 略

11 死体の処理

(1)~(3) 略

(4) 死体の処理のため支出することができる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための
費用は、1体当たり3,300円

イ及びウ 略

(5) 略

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、
竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしている
もの(以下「障害物」という。)の除去

(1) 略

(2) 障害物の除去のため支出することができる
費用は、ロープ、スコップその他除去のため必
要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、
賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり137,000
円以内とする。

(3) 略

13 略

別表第2(第13条関係)

実費弁償

1 令第10条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

日当は、次のアからオまでに掲げる区分に応
じ、それぞれアからオまでに掲げる額を支給す
る。

ア 医師及び歯科医師

1人1日当たり 17,400円

イ 薬剤師

1人1日当たり 11,900円

ウ 保健師、助産師及び看護師

1人1日当たり 11,400円

エ 土木技術者及び建築技術者

1人1日当たり 17,200円

オ 大工、左官及びとび職

1人1日当たり 20,700円

7及び8 略

9 埋葬

(1)及び(2) 略

(3) 埋葬のため支出することができる費用は、
1体当たり大人189,000円以内、小人151,200円
以内とする。

(4) 略

10 略

11 死体の処理

(1)~(3) 略

(4) 死体の処理のため支出することができる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための
費用は、1体当たり3,200円

イ及びウ 略

(5) 略

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、
竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしている
もの(以下「障害物」という。)の除去

(1) 略

(2) 障害物の除去のため支出することができる
費用は、ロープ、スコップその他除去のため必
要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、
賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり138,500
円以内とする。

(3) 略

13 略

別表第2(第13条関係)

実費弁償

1 令第10条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

日当は、次のアからオまでに掲げる区分に応
じ、それぞれアからオまでに掲げる額を支給す
る。

ア 医師及び歯科医師

1人1日当たり 17,600円

イ 薬剤師

1人1日当たり 12,100円

ウ 保健師、助産師及び看護師

1人1日当たり 11,600円

エ 土木技術者及び建築技術者

1人1日当たり 17,400円

オ 大工、左官及びとび職

1人1日当たり 20,900円

(2) 時間外勤務手当

午後5時から翌日の午前8時までの間に救助に関する業務に従事したときは、次のアからオまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからオまでに掲げる額に救助に関する業務に従事した時間を乗じて得た額の100分の125（救助に関する業務に従事した時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の150）をそれぞれ時間外勤務手当として支給する。

ア 医師及び歯科医師	1時間につき	<u>2,265円</u>
イ 薬剤師	1時間につき	<u>1,549円</u>
ウ 保健師、助産師及び看護師	1時間につき	<u>1,484円</u>
エ 土木技術者及び建築技術者	1時間につき	<u>2,239円</u>
オ 大工、左官及びとび職	1時間につき	<u>2,694円</u>

(3) 略

2 略

(2) 時間外勤務手当

午後5時から翌日の午前8時までの間に救助に関する業務に従事したときは、次のアからオまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからオまでに掲げる額に救助に関する業務に従事した時間を乗じて得た額の100分の125（救助に関する業務に従事した時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の150）をそれぞれ時間外勤務手当として支給する。

ア 医師及び歯科医師	1時間につき	<u>2,291円</u>
イ 薬剤師	1時間につき	<u>1,575円</u>
ウ 保健師、助産師及び看護師	1時間につき	<u>1,510円</u>
エ 土木技術者及び建築技術者	1時間につき	<u>2,265円</u>
オ 大工、左官及びとび職	1時間につき	<u>2,720円</u>

(3) 略

2 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

